

# 道に関わる協定書

別紙図書にある道の部分及び道となる部分について権利関係を有する私達一同は、下記事項について異議なく協定します。

令和 年 月 日

## 記

1. 建築物等の建築（新築、増築、改築等）をおこなう際には、別紙のとおり道となる部分を確保し、その道となる部分に塀、擁壁又は生垣等がある場合はそれを除去し、道路状に整備するとともに、今後維持保全すること。
2. 建築物等の建築（新築、増築、改築等）をおこなう際には、当該道の部分及び道となる部分を不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路とすること。
3. 当該道の部分及び道となる部分を一般の交通の用に供すること。
4. 当該道の部分及び道となる部分の権利関係者が、権利関係を第三者に移転した時は、この協定をその相手方に継承すること。

| 承 諾 書  |                |                          |                                                                                       |
|--------|----------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利別    | 地名・地番          | 住 所 ・ 氏 名                | 実 印                                                                                   |
| 土地所有権者 | 八王子市片倉町2046番13 | 八王子市片倉町2046番地13<br>野村 静代 |  |

